

◆電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示について

- (1) 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- (2) マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- (3) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しています。